

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（ＥＵ域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」の概要

平成 30 年 2 月 14 日  
個人情報保護委員会

## 1. 策定の趣旨

日ＥＵ間の個人データの移転については、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会との間で累次の対話を重ねてきている。

平成29年12月14日には、当委員会委員と欧州委員会委員との間で会談を行い、双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策について確認するとともに、今後、その詳細について作業すること、また、平成30年第一四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致したところである。

この解決策として、各国政府との協力の実施等に関する個人情報保護法上の規定等（個人情報保護法第4条、第6条、第8条、第24条、第60条及び第78条、並びに平成30年春頃に公布・施行予定の改正後の個人情報保護法施行規則第11条）に基づき、欧州委員会から日本への充分性が認められた際、ＥＵ域内から充分性認定により移転を受ける個人データの取扱いに関して最低限遵守すべき規律を示すものである。

## 2. 概要

### ① 要配慮個人情報の範囲

ＥＵから移転された個人データについて、「性生活」・「性的指向」・「労働組合」に関する情報に関しては要配慮個人情報と同様の取扱いを行うこととする。

### ② 保有個人データの範囲

ＥＵから移転された個人データについて、6か月以内に消去することとなる個人データについても保有個人データとして扱うこととする。

### ③ 利用目的の特定

ＥＵから移転された個人データについて、確認記録義務を通じて確認した利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。

④ 日本から外国への個人データの再移転

EUから移転された個人データについて、本人同意に基づき再移転する場合は、本人が同意するために必要な移転先の状況についての情報を提供し、提供先の体制整備をもって再移転する場合は、契約等により、個人情報保護法と同水準の保護措置を実施することとする。

⑤ 匿名加工情報

EUから移転された個人情報について、個人情報保護法上の匿名加工情報として扱おうとする場合は、加工方法に関する情報を削除し、再識別を不可能なものとしてすることとする。

3. 施行期日

平成 30 年春頃を予定。